

総務文教消防委員会会議録（令和4年3月17日）

出席委員 竹原委員長 中川副委員長 安達委員 谷崎委員 水橋委員 尾崎委員 開田委員 高橋委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 水野市長 伊東教育長 石坂総務部長 菅沼会計管理者 上田教育委員会事務局長 川岸消防署長 川岸営繕課長 丸山税務課長 伊井監査委員事務局長 椎名学務課長 地崎生涯学習課長 落合子ども課長 相沢企画政策課主幹 櫻井総務課主幹 奥村財政課主幹

職務のため出席した事務局職員 藤名局長 香川係長

午後1時30分開会

竹原委員長 ただいまから、令和4年3月定例会総務文教消防委員会に付託された案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

安達委員、谷崎委員をお願いいたします。

日程第2、付託案件の審査に入ります。

議案第11号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第19号、議案第20号の6議案を一括して議題といたします。

まずは予算関係の議案についてです。

常任委員会に付託されました予算関係の議案の説明については、全体委員会のみですることになっております。

よって、議案第11号 令和3年度滑川市一般会計補正予算（第9号）につきましては、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局から追加で説明する事項はございますか。

（特になし）

竹原委員長 ないようでしたら、これより議案第11号について質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

ございませんか。

開田委員 11-20ページの中学校費の中で、中学校空調設備整備事業とありますが、この五百何十万ぐらいだと大きいがか、修繕なのか、新しいものなのか、ついておらんかったんか、どこかなと思って。お願いします。

椎名学務課長 この空調につきましては、早月中学校の音楽室系統の空調でございます。壊れたということで直させていただくことになります。

音楽室と、それからパート練習室、それからすぐ近くの放送室、それとスタジオの空調になります。

以上です。

開田委員 そしたら、その個々の分、例えば仕切ってあるとすれば、個々につくんですか、あるいは仕切っていないから、大きなものがぼーんとつくんですか。

椎名学務課長 音楽室には、ちょっと大きいので4台、それからパート練習室2部屋にはそれぞれ1台ずつ、それから放送室には1台、スタジオには1台というふうに考えております。

以上です。

開田委員 そしたら、全部で8台つくということですよ。

椎名学務課長 今、その予定にしております。

開田委員 あくまでも、壊れたんですか。8台一気に壊れることはないと思うがですけど。

椎名学務課長 その系統のところ壊れたということで、そこ辺りの空調のシステムが連動になっているということでございます。

開田委員 この冬場は、そしたらどうしておられたんけ。

椎名学務課長 ファンヒーター等を入れて、大変申し訳なかったんですが、しのがせていただきました。

開田委員 分かりました。

一番いい環境をつくってあげてほしいと思います。お願いします。

竹原委員長 そのほか、ございませんか。

よろしいですか。

尾崎委員 議案書の11-19ページか、教育振興費ということで、中学校の、この前の説明では、いわゆるGIGAスクールのタブレット等の、要するに破損に対して補

充するというような説明であったかと思えますけども、これは具体的に、タブレットを導入して1年経過して壊れてしまった、何らかの理由で破損させてしまったという事案があったのがこの原因だと思うんですけども、一体どのくらいの数といたしますか、あって、何台を補充するという事なんでしょうか、ちょっと中身についてお聞かせください。

椎名学務課長 今年度子どもたちに配備しましたタブレットにつきましては、壊れたら修理して、それが駄目になっているということではないんですが、使っている段階で、やっぱり機械なものですから、そのときすぐに、調子が悪くなったときに代替機として使わせていただくような形、それからちょっと故障も含めて、修理に出した後に少し貸し出す形の物を考えております。

小学校のほうは一学校に7台程度で49台、それから中学校のほうも7台程度で14台というふうに今は予定しております。

以上です。

尾崎委員 そうすると、丸々この49台の分が、例えば小学校で言えば266万とか、1台5万円ぐらいか。型は大体一緒なんやね。5万を切るというようなあれだったかな、聞いておるのは。

そうすると、システム不具合とかで使えなくて、例えばその人の分が教育に支障を来すから、それだけ持っておかないと授業が回らんというために、今、要は1年間使って、やっぱりこのぐらいは必要であるなということでの補正。

そしたら、やっぱり中には、ちょっと待てと、ちょっと使うなというケースもあって言っていたということですね、修理が完了するまで。今年1年のやってみた中で、今言われるように、やっぱり補修分、こういう代替機を用意せなあかんということに至った理由としては、ある生徒の端末が不具合で全く動かんということで授業がストップというか、進行しなかったというケースもあったということですね。

椎名学務課長 破損は、子どもたちが落としたり、画面がひびが入ったりということが何回かありました。それと、子どもたちが使い方でちょっとミスとかしたときに、壊れたりしたときに、やっぱり一度集めて業者のほうに出して直してもらおうという期間がありましたので、今年度は、教員用の物とかも貸出しして、使わせてはおりました。

以上です。

尾崎委員 私が言いたかったのは、授業に支障はなかったんですねということなんです。

椎名学務課長 できるだけ支障がないようにしておりました。

開田委員 すみません、もう一回先ほどの質問の続きです。

この空調って、五、六年前か、そこら辺に整備されたものではないかなと思うんですけど、それでいいですか。その五、六年前というか、一斉に空調が入ったじゃない。あのときに整備されたものなんですか。

伊東教育長 これは、15年、20年以上経過しておりますが、その際には、既に整備してあった特別教室棟の空調は除いて、主に普通教室について全て整備させていただきました。ですから、当然そのとき抜いたものが幾つかありますので。

例えば昨年ですと、滑川中学校の管理棟のほうの空調を入れましたし、今回は早月中学校のところというところで、15年、20年以上たちますと当然故障が起こったりしますので、そういったときに空調を入れ替えます。

今回はおかげさまで国の補助がつけましたので、タイミングよくというか、早速整備させていただくことができると思います。

以上です。

開田委員 一斉に空調が完備されたときだったとすれば、電気系統が早く壊れたのかなという小さな疑問です。分かりました。

竹原委員長 教育長、ちょっと確認なんですけど、この今の音楽室関係の系統と言われることであれば、冷房は全然なくて、暖房のみの空調だったんですかね。

伊東教育長 空調ですからエアコンですので、暖房も冷房も両方とも整備されてました。

ですから、いわゆる学校の教室棟、そして管理棟と違って、ふれあいホールのある、生涯学習を中心とする棟になりますので、その部分のホール以外の音楽室を中心とする棟で、これがワンパッケージになっていまして、室外機、室内機を含めて整備されています。それが幾つか故障が出てきましたので、一斉にその部分をまとめて交換するというので、今回整備、できれば冷房にも間に合うようにというふうに考えています。

竹原委員長 そのほかございませんか。

ないですか。

(質疑する者なし)

竹原委員長 では、ないようでしたら、予算以外の議案についての説明に入りたいと思います。

議案第15号 滑川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、順次説明を求めます。

櫻井総務課主幹 それでは、議案集15-1ページをお願いいたします。

議案第15号 滑川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案資料集で説明いたします。資料集の1ページをお願いいたします。

改正理由でございます。改正理由につきましては、この後説明させていただきます。議案第19号の滑川市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正することに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容ですが、子ども医療費助成の対象者の所得制限を撤廃することで、特定個人情報のうち地方税関係情報を見るといった事務手続が必要なくなることから、別表内におきまして規定する不要箇所を削るといった改正になります。施行期日は令和4年4月1日です。

なお、2ページから4ページまでの新旧対照表の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案集16-1ページをお願いいたします。

議案第16号 滑川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちらも議案資料集で説明させていただきますので、資料集5ページをお願いいたします。

改正理由でございますが、国家公務員において、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和する等の「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」が講じられることに伴いまして、その取扱いに準じて所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は2点ございまして、1点目ですが、非常勤職員について、育児休業等の取得要件の一つである「引き続き在職した期間が1年以上である」という要件が第2条及び第18条で規定されておるところでございますが、これを廃止しまし

て、取得要件を緩和するものでございます。

次に、2点目としまして、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するために、第22条及び第23条関係におきまして、任命権者に対して妊娠等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知や取得意向確認、相談体制の整備といった措置を義務づけ規定するものでございます。施行期日は令和4年4月1日です。

なお、6ページから8ページまでの新旧対照表の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案集の17-1ページをお願いします。

議案第17号 滑川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちら資料集で説明させていただきます。資料集9ページをお願いします。

改正理由についてでございますが、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育士等の収入の引上げ等を内容とする「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の閣議決定がされたところでございます。その経済対策の趣旨を踏まえて、保育所に勤務する保育士の処遇を改善する手当を新設するため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容としましては、保育所に勤務する保育士、これは会計年度任用職員を含みまして、管理職手当の支給を受ける職員を除きます保育士に対して月額9,000円、1週間当たりの勤務時間が20時間以下の保育士は4,600円といった手当を支給する保育士処遇改善手当を新設するものでございます。施行期日は公布の日ですが、令和4年2月1日から適用するものでございます。

次のページ、10ページ、新旧対照表をお願いします。

特殊勤務手当条例の別表内におきまして、5の手当の次に、6番として保育士処遇改善手当を新たに規定する内容でございます。

私からは以上です。

落合子ども課長 議案第19号 滑川市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。資料集の13ページをお願いいたします。

まず、改正理由であります。本市の子ども医療費助成につきましては、一部県助成を受け実施しているところでございますが、その県の乳児、幼児及び妊産婦医療費助成事業補助金交付要綱が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、2点ございます。1つが、県助成におきまして所得制限が撤廃されることから、第2条関係の定義の中の、養育者についての第7項を削除し、規定の整理を行うもの。また、もう一点が、現物給付の対象地域が県内全域へ拡大することから、第6条関係の助成の方法において、償還払いとなる助成対象の範囲を変更するものでございます。施行期日は令和4年の4月1日。

14ページからの新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上です。

川岸消防署長 議案集の20-1ページをお願いします。

議案第20号 滑川市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてであります。資料集のほうで説明したいと思います。資料集の16ページをお願いします。

改正の理由、滑川市消防団員の処遇改善を図ることを目的として、当該条例において規定している消防団員の報酬等について、所要の改正を行うもの。改正内容、消防団員の活動の実態に応じて適切な報酬を支給するため、報酬を出動回数によらず、年額により支給する「年額報酬」と、出動に応じて支給する「出動報酬」の2種類とするもの。施行期日、令和4年4月1日です。

17ページ目から18ページまでの新旧対照表については、説明を省略させていただきます。

私のほうからは以上になります。

竹原委員長 それでは、これより、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第19号、議案第20号について質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手の上、発言願います。

開田委員 それでは、子ども医療費助成に関する条例、とてもありがたい条例なんです。これは皆さんにどのような形で周知、これからされますか。

落合子ども課長 この県の医療費助成につきましては、主な変更点は3つございます。まず、4から6歳児の通院分の医療費の助成が県助成の対象となったということと、あと、県助成においては所得制限がかかっていたんですが、それが撤廃されたということ、また3つ目は、現在、滑川市のほうは、連携中枢の都市については、現物給付が可能となっておりましたけれども、令和4年の4月1日からは、県内全域、現物給付が可能となったということでございます。

最初の2点につきましては、県の助成ということで、直接保護者の方には関係な

いといたしますか、影響がないことから、特にそれについては周知の予定はしておりません。現物給付が可能になるということに関しては、窓口周知ですとか、またホームページ等で案内をしていきたいと思っております。

以上です。

開田委員 例えば、実家が高岡で、よく分からんで、4月10日ぐらいにお医者さんに行きましたと。そしたら、今までだと、滑川だとピンクの紙とかいろいろのそういうやり方で医療費を助成してもらっていましたが、そういうときに、ただ保険証か何かを出すだけで診療してもらえるんですか。

落合子ども課長 県内全域可能ということですので、その資格証の提示で、現物給付で受診が可能ということになります。県外に関しては、償還払いというものがまだ残るということになります。

開田委員 そしたら、もう既に持っている、あなたは滑川市のこういう子どもですよというその証明書を出せば、保険証と一緒に出せばオーケーという、非常に簡単でとてもありがたくてうれしいんですけど、それでいいんですか。

落合子ども課長 そのとおりでございます。

開田委員 分かりました。ありがとうございます。

竹原委員長 そのほか、ございませんか。

(質疑する者なし)

竹原委員長 ございませんね。

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより付託議案に対する討論を行います。

討論を希望される委員は挙手を願います。

(討論する者なし)

竹原委員長 ないようですので、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第11号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第19号、議案第20号の6議案を一括して採決を行います。

議案第11号 令和3年度滑川市一般会計補正予算（第9号）

第1表 歳入 所管部分

歳出 第2款 総務費（但し、財政課、企画政策課所管）

分)

第3款 民生費（但し、子ども課所管分）

第10款 教育費

第11款 公債費

第3表 繰越明許費補正

第4表 地方債補正

議案第15号 滑川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 滑川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 滑川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 滑川市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 滑川市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

以上の案件について賛成委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

竹原委員長 賛成全員。よって、付託案件、議案第11号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第19号、議案第20号の6議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

午後1時57分議決

竹原委員長 以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第3、その他につきまして、当局のほうから何かありましたらお願いいたします。

落合子ども課長 子ども課から報告させていただきます。

議会の皆様方には、先月の定例協の際、市内教育保育施設における新型コロナウイルス感染症の状況について少しご報告させていただいたところでございますが、第6波に入ってから現在までの状況を改めて報告させていただきます。

昨日までの状況であります。園児や職員自身が陽性者、濃厚接触者となったケースでございます。

1月は、全体の報告が9件、うち3件が園児や職員自身が陽性となったケースでございます。

2月につきましては、報告は30件、うち19件が陽性確認されております。陽性者は、2月中は園児が37人、職員、保育士の方が8人ということでございます。

3月に入りましてからは、昨日まで、3月16日までの報告ということでございますが、15件、うち13件が陽性確認されております。また、3月中の陽性者については、園児のほうが22人、職員がお一人というふうになっております。

昨日現在で、クラス閉鎖として一部休園を行っている園は2園でございます。陽性者が判明次第、その都度、個人情報に配慮しながら、保護者には案内を发出しているところでございます。3歳児以上のお子さんについてはマスク着用、2歳児についても、可能な限りマスクの着用をお願いしているところでございます。

コロナに関しては全国的に感染者が増加で、県内に関してはなかなか減少傾向が見られないんですけれども、保育現場の負担も増しているところであります。引き続き感染対策のレベルを上げて対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

竹原委員長 この件について、委員の皆さんから質疑があれば承ります。いかがでしょうか。

中川副委員長 園児に感染が広まっておるということでありますが、どのような注意喚起をされておるのか。単なるマスクつけよ、気をつけよでちゃ終わらんと思いますが。

落合子ども課長 教育保育施設の中におきましては、やはりマスクを外す、そういう直での感染等が考えられますので、給食時においては各園工夫をされており、間にパーティションを立てるなり、間隔を空けて食事するなりを執行しておられます。

また、保育士さんと園児については、食育ということはもちろんあるんですが、一緒に食事を取ることがないように各園には指導しているところです。各園、施設方面についても、自動水栓を導入されたり、また、うがい、手洗いの徹底などをしていらっしゃると思います。

決して各保育所が感染対策を行っていないということではなく、非常に感染力が

高いんだろうというふうには思っております。

中川副委員長 数字を見ていますと、もう毎日、新聞に出ていますから、だんだんほか沈静化してきているのに、何か滑川だけだんだん上がっていったおるような気がするのですが。全体的にですが、園児だけじゃないと思うのですが、どう考えておられるのか。これはちょっと力を入れんにゃあかんがでないがかなと思うが。

落合子ども課長 昨日、滑川市内25名でしたか、その全てが保育所内での感染ということではもちろんございません。今一部休園している保育施設はございますけれども、園内に5人、6人園児の方の感染等が見られておりますが、園内だけで感染が拡大しているということではないというふうに考えております。

中川副委員長 当然、園児の方は普通の子どもで、10人や20人という数字になると思うのですが、その園児を、先生というか指導者というか、何人でそういう監視をされておるのか。小中学校だと先生1人だけ。

落合子ども課長 保育所のほうは何歳児かによってその基準というのが違ってきますので、一概にその1クラス、1人の担任で20人を見ているとか、そういったことではございません。

中川副委員長 分かりました。

開田委員 今、このコロナ感染予防の対策の一つなんですけども、たまたまほかの小学校の子どもたちは、毎日3センチほど朝から晩まで窓を開けておると言っておられました。

私、そうじゃなくて、30分か40分に一遍ば一と学校中開けるような、そういう空気の入替えということをしっかりと徹底すればいいがじゃないかなというものをすごく感じています。

この冬ですので、だ一と3分間開けるだけなんです。1曲分だけ開けるんですが、もう一気に冷めるというところで、廊下に暖房をくださいということも言っていますけども、その窓の換気の仕方がちょっといろんな学校や施設によって違うのかなと思っておりますが、何か徹底されていますか。

竹原委員長 開田委員、これは幼稚園、保育所でいくのか、小学校、中学校まで幅を広げるのか、全体ですか。

開田委員 ほかの小学校の子どもに聞いたんです。朝から晩まで3センチ開いていると。そしたら、空気はその中によどむがじゃないかなという気がしました。

ただ、保育園にしても、暖かい時間と、急に、もちろん3分開けると、だーっと空気を入替えるので、何かその換気の仕方みたいものを工夫されたらいいがじゃないかなと思っていますけど、小学校もどうですか、先生。

竹原委員長 じゃ、落合子ども課長、幼稚園、保育所、認定こども園等の換気の徹底についての役所側からの通達といたしますか、換気の奨励といたしますか、どういった形でやっておられるのか。

落合子ども課長 厚労省だったか文科省だったか、ちょっとはっきりしないんですが、国のほうから、こういうふうには換気をしなさいというような通知もありましたので、それについては、各園の園長会議なりを利用し、周知を図っているところがございます。

竹原委員長 椎名学務課長は、小学校、中学校における換気の実況についてお願いします。

椎名学務課長 小中学校におきましては、今議員がおっしゃられたような、窓を少し、ずっと開けっ放しということもありますが、休み時間や給食前、それから掃除の時間等は全開にしたりして、空気は入れ替えております。

ただ、その学校の造りによって、それから教室の造りによって少し換気の実況は違うと思いますが、一斉の入替えもしております。

以上です。

開田委員 この一斉の入替えをすると、冷たい空気がひゃーっと来ると、何か新鮮と一緒に来るような気がするそうですので、よろしく願いいたします。

竹原委員長 答弁は要らないですね。

開田委員 はい。

竹原委員長 そのほか、委員の方から、ございませんか。

(質疑する者なし)

竹原委員長 ありませんね。

ないようですので、これにて令和4年3月定例会総務文教消防委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時08分閉会

上記は会議の顛末を録し、その正当なることを証するため
ここに署名する。

委員長 _____

委員 _____

委員 _____